

多様な大都市制度の早期実現を求める 指定都市市長会要請

大都市制度に関する議論の根幹は、基礎自治体優先の原則の下、住民がより良い行政サービスを受けられるよう、大幅な事務と税財源の移譲により真の分権型社会を実現することにある。

現行の指定都市制度は、暫定的に導入されたにも関わらず、制度創設から既に半世紀以上が経過しており、人口減少社会の到来や少子高齢化の進行、経済の成熟化やグローバル化の進展への対応など、今日の指定都市が直面する諸課題に十分に対応できる制度とはなっていない。

指定都市は、その規模や歴史・文化の違い、国や広域自治体との関係性、地域で果たす役割などそれぞれが異なる特性を持ち、大阪が「大都市地域における特別区の設置に関する法律」に基づき、特別区の設置に向けた取組を進めているのをはじめ、新潟・名古屋なども、その地域にふさわしい大都市制度の実現を目指した取組を行っている。

こうした中、第30次地方制度調査会は、現行の指定都市制度の見直しや特別区制度の他地域への適用、特別市(仮称)など、新たな大都市制度に関する答申を行い、現在、国においては、答申に基づく都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等に向けた法案提出の調整が行われている。これは、真の分権型社会の実現に向けた一歩であり、迅速かつ着実に進めなければならない。また、特別市(仮称)についてさらに検討すべきとされた課題や多様な大都市制度についても、引き続き検討される必要がある。

については、道州制も視野に入れた多様な大都市制度の早期実現を図るため、次期地方制度調査会においても、従来から提案している「特別自治市」など、大都市制度のあり方を諮問事項とし、指定都市の意見を踏まえた調査審議を継続することを強く要請する。

平成26年1月16日
指定都市市長会